

所有者の所在の把握が難しい土地への対応について

～ 取り組み状況等について ～

(公社)日本不動産鑑定士協会連合会

(公社)日本不動産鑑定士協会連合会(以下、「本会」という。)では、不動産鑑定士という専門職業家の全国団体として、所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用を推進すべく、以下のとおり対応を図っています。

I. 本会の支援業務について

●専門職業家・不動産鑑定士としての支援業務

- ・不動産鑑定士にしかできない支援としての不動産の鑑定評価業務

●不動産鑑定士としての専門性を活かして行う支援業務

1. 不動産の利用や取引等に関する相談業務
2. 鑑定評価等業務に関連する情報収集・調査分析に係る業務
 - ※ 不動産鑑定評価業務は、大きく「鑑定評価業務」と「隣接・周辺業務」に分けられることから、支援業務を区分して支援を行います。

●一般国民への周知・啓発活動等に係る支援業務

一般国民に対して、所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用に係る取り組みについて周知を図るために、また、今後、所有者の所在の把握が難しい土地を増加させないための取り組みとして、本会の47都道府県不動産鑑定士協会(以下「士協会」という。)の組織を活用して、次の支援活動等を行います。

1. 一般国民への周知・PRを図るための活動及び啓発活動
2. 無料相談の実施(定例の無料相談会及び不動産鑑定相談所の活用)

●その他

本会においては、今後、不動産鑑定士が行っても差し支えのない、法令上問題のない支援業務について、必要に応じて支援対応を図って参ります(例

示：「相続人の調査」、「相続人調査のための戸籍等収集に係る調査」等の業務）。

II. 国土交通省の「所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策・最終とりまとめ」（以下「最終とりまとめ」という。）及び「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）普及のための取り組みについて

●土協会及び会員への周知・協力依頼

1. 土協会会長に対して、国土交通省の「最終とりまとめ」及び「ガイドライン」に係る資料を配付のうえ説明を実施。
併せて、本会の対応方針について説明・報告。 （2016年3月）
2. 前項1について、土協会会長に対して、土協会会員への周知を要請（会長名による通知）。 （2016年3月）
3. 本会Webページに国土交通省の「最終とりまとめ」及び「ガイドライン」に係る案内記事等を掲載のうえ、会員への周知を図る。
（2016年4月）

●国土交通省作成「土地届け」パンフレットの配布

国土交通省作成「土地届け」パンフレット2800部を以下のとおり配布（一部予定を含む。）しています。

1. 本会事務局において、国土交通省作成「土地届け」パンフレットの配布開始（100部）。併せて、本会Webページに、本件に係る案内を掲載のうえ、周知、PR活動を開始。 （2016年4月）
2. 本会主催、不動産鑑定評価の日記念講演会を大阪市の大阪商工会議所において開催。同記念講演会において、国土交通省作成「土地届け」パンフレットを配布のうえ、PRを実施。 （2016年4月13日）
講演者：勝谷誠彦氏（コラムニスト） 参加者数：約700名
講演テーマ：世界動乱の中の地域経済
3. 土協会の不動産鑑定相談所において、また、無料相談会においてPR等を実施いただくべく、国土交通省作成「土地届け」パンフレットを配布。一般国民への周知・PR方について依頼（2000部）。（2016年8月）

以 上